抽選による２次販売

県・市町連携事業　松前町プレミアム付商品券

胸アツ！まさき応援券

問松前町商工会
☎ 984-1427

町外在住の人も購入できるよ！

Web 申し込み・抽選による２次販売を行います（1人につき2冊まで購入可能）。

▶販売価格　1冊5,000円

▶商品券額面　1冊7,500円

※　共通券500円券×10枚、限定券500円×5枚

▶販売窓口

町内５カ所の郵便局、エミフルMASAKI、フジ松前店

※　販売時間は各販売場所の営業時間により異なりますので、ご注意ください。

▶購入方法

①専用Webページ(右のQRコード)にアクセスする。
②申し込みフォームに必要事項を入力し、送信する。

※　Webが利用できない人は、はがきに「胸アツ！まさき応援券引換券申し込み」と必要事項（氏名・郵便番号・住所・電話番号・購入希望冊数、2冊まで）を記入の上、下記まで郵送（10月20日㈭必着）してください。

◉送付先　松前町商工会
〒791-3110　伊予郡松前町大字浜809-1

③11月中旬までに当選者の住所へ購入引換券が届く。
④購入引換券と代金を持参し、販売窓口で購入する。

【入力画面イメージ】

◉申込期間
9月15日㈭から
10月20日㈭まで

◉販売期間
11月10日㈭から
11月30日㈯まで

※　エミフルMASAKIのみ**12月10日㈯まで**販売します。

◉使用期限
12月31日㈯まで

▶注意事項

購入引換券の発送をもって、当選者の発表とします。当選についてのお問い合わせはお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

▶取扱店舗

商品券が使用できる店舗については、専用ページ（下のQRコード。随時更新中）または商品券と一緒にお渡しするチラシを確認してください。

野良猫の避妊手術を支援します

愛媛県獣医師会では、殺処分される野良猫を減らすため、避妊手術を無料で行っています。
※避妊手術以外の費用が発生した場合は自己負担です。

▼対象猫　生後6カ月以上の雌の野良猫または地域猫

▼実施頭数　県内で約150頭
※応募多数の場合は選考し、支援決定者には11月中旬ごろまでに結果を送付します。

▼申し込み方法　認め印（朱肉を使うもの）を持参し、町民課生活環境係で申し込んでください。

▼申込期間
10月3日（月）～31日（月）

問 町民課生活環境係
☎985―4117

愛媛県獣医師会
☎948―5367

きれいな空気を保つために

野外焼却（野焼き）をしないで

野焼きは、法律で禁止されています。ドラム缶、ブロック囲いや穴を掘っての焼却、一定の基準を満たしていない焼却炉の使用も禁止です。

▼禁止の例外
・農業者が行う稲わらなどの焼却（廃ビニールの焼却は禁止）
・キャンプファイヤーをするときなどの木くずの焼却
・どんど焼き、不要となったしめ縄や門松などの焼却
・災害時などの応急対策
※例外の場合も、大量の煙や臭いで苦情の原因となることがあります。できるだけごみ収集（せんてい枝）やごみ焼却施設、堆肥化施設へ出しましょう。

▼近隣に住む人への配慮
次の点に十分配慮してください。
・周りに声を掛け、理解を得てから行う。
・煙がなるべく出ないよう草木をよく乾かし、少量ずつ焼却する。
・風向きを考慮し、風が強い日や洗濯物を干す時間帯は避ける。

問 町民課生活環境係
☎985―4117

飲用井戸設置者の皆さんへ

井戸水の管理・検査をしましょう

飲用井戸の安全確保は設置者自身が行うことになっています。

▼井戸の衛生的な管理を
井戸やその周辺には、みだりに人や動物が入らないようにしましょう。周辺の点検を定期的に行って、清潔を保持することが大切です。

▼水質検査を行いましょう
日頃から水の色、濁りや味、臭いなどに注意し、年1回以上、水質検査を受けましょう。このほか異常があればすぐに飲用を中止し、安全を確認しましょう。

問 県立衛生環境研究所
☎948―9678

愛媛県総合保健協会
☎987―8206

町民課生活環境係
☎985―4117

国民年金保険料

離職による特例免除制度をご利用ください

離職により国民年金保険料を納めることができない人は、納付が免除される「特例免除制度」が利用できます。

免除を希望する人は、次の①～③を持参して、年金事務所か町民課で手続きをしてください。

▼持参物
①雇用保険受給資格者証か雇用保険被保険者離職票
②年金手帳またはマイナンバーが確認できるもの
③本人確認書類（運転免許証など）
※学生は利用できません。学生納付特例制度を利用してください。
※世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者が所得要件を満たしている必要があります。詳しくは、左記にお問い合わせください。

問 松山西年金事務所国民年金課
☎925―5175

町民課住民係
☎985―4106

参加者を募集します

松前町ふれあい健康マラソン大会

▼日時　11月23日（水・祝）
9時～
小雨決行（予備日12月4日）

▼集合場所
松前町国体記念ホッケー公園

▼コース
松前町国体記念ホッケー公園周辺

▼種別
①フレッシュコース（約1㎞）
・小学生男子の部（3年生以下）
・小学生女子の部（3年生以下）
②ふれあいコース（約2㎞）
・小学生男子の部（4年生以上）
・小学生女子の部（4年生以上）
・中学生女子の部
③ふれあいコース（約3㎞）
・一般女子の部（タイム計測のみ）
・中学生男子の部
④挑戦コース（約5㎞）
・高校生以上の男女
※新型コロナウイルス感染症予防のため、開会式とファミリーの部は行いません。

▼定員　各部門50人

▼参加資格　町内に在住、在勤か在学している健康な人（在住していた人でも可）

▼申し込み方法　社会教育課、松前公園、文化センター、東・西・北公民館に必要事項を記入し、各窓口に提出するか、町ホームページの申し込みフォームからエントリーしてください。

▼締め切り　11月10日（木）

問 社会教育課スポーツ振興係
☎985―4138

就学援助制度を知っていますか

経済的な理由でお子さんの就学費用の負担が難しい家庭に対し、学用品費や給食費などを町が援助します。

令和5年度の入学時に必要な学用品費については、「入学準備金」として入学前に受け取れます。
詳しくは、お子さんの通っている（通う予定の）小・中学校か学校教育課へ相談してください。

問 学校教育課総務係
☎985―4125

スマホの操作に不安はありませんか

スマートフォン活用講座参加者募集

普段利用しているスマホを、楽しく便利に使うための講座に参加してみませんか。
参加を希望する場合は、次のとおり申し込んでください。

▼対象者
スマートフォンを持っている人

▼日時
①10月19日、②11月16日、③12月14日、④令和5年1月18日（いずれも水曜日）　9時30分～10時30分または11時～12時

▼場所
①西公民館、②・④文化センター、③北公民館

▼定員　各回8人（先着順）

▼申し込み方法
株式会社モバイルコムに電話で申し込むか、福祉課地域福祉係にある申込書に必要事項を記入の上、同窓口に提出してください。

▼申込期限
各回開催日前日の正午

問 株式会社モバイルコム
☎989―7003

福祉課地域福祉係
☎985―4232

町県民税・各種保険料（税）の特別徴収
10月から本徴収が始まります

町県民税・各種保険料(税)を特別徴収(年金天引き)で納めている人は、10月から本徴収が始まります。また、今まで普通徴収(納付書や口座振替)で納めていた人のうち、10月から特別徴収が始まる人がいます。納付方法は、6～7月に通知書を送っていますので確認を。

特別徴収は翌年度以降も引き続き行われ、令和5年度4・6・8月に納める額は、4年度2月に納める額と同額です(仮徴収)。ただし、町県民税は2月に納める額ではなく、4年度税額(公的年金に係るもの)を6分割した額で仮徴収します。

問税務課町民税係（町県民税・国保税）　☎985―4110

保険課保険料係（介護保険料・後期高齢者医療保険料）　☎985―4227

	4年度						5年度		
支払月	4	6	8	10	12	2	4	6	8
徴収区分	特別徴収（仮徴収）または普通徴収			特別徴収（本徴収）＝4年度税（保険料）額－徴収済額			特別徴収（仮徴収）4年度2月に納める額と同額 ※町県民税は公的年金に係る4年度税額の1/6相当額		

10月17～23日は行政相談週間

特別行政相談所開設

行政への苦情や要望などを中立的に解決に当たるのが行政相談です。相談無料で、秘密は厳守します。

【特別行政相談所(今回のみ)】

▶**日時**　10月17日㈪ 10時～13時

▶**場所**　東公民館

▶相談員　行政相談委員 鶴家澄成(つるやすみなり)さん、石丸幸子(いしまるさちこ)さん

【定例の行政相談所(月1回)】

まさきお役立ちカレンダーで、日程を確認してください。

問総務課広報広聴係 ☎985-4132

令和3年度　松前町財政健全化指標
町の財政は健全です

令和3年度の健全化判断比率と資金不足比率をお知らせします。これらの比率が低いほど、自治体の財政状況は健全です。

◆健全化を判断する比率（単位：%）

指　標	松前町	早期健全化（国の基準）イエローカード	財政再生（国の基準）レッドカード	備　考
実質赤字比率（一般会計に対する赤字の割合）	―	13.92	20.0	
連結実質赤字比率（全会計に占める赤字（または資金の不足額）の割合）	―	18.92	30.0	
実質公債費比率（収入に占める借金返済額の割合）	8.9	25.0	35.0	前年度　8.6
将来負担比率（将来にわたる実質的な負債の割合）	78.1	350.0		前年度 85.7

※ 実質収支と連結実質収支が黒字のため、実質赤字比率と連結実質赤字比率はありません。

◆資金不足の比率（単位：%）

区　分	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	―	20.0
下水道事業会計	―	

※ 資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるか示しています。上記事業は、事業の規模に対する資金不足額が無いため、資金不足比率はありません。

【解説】松前町は国の定めた基準よりも比率が低く、イエローカードに当たる早期健全化団体（公営企業については経営健全化団体）とレッドカードに当たる財政再生団体に該当しません。

このように健全な町の財政ですが、この状態が将来にわたって保障されているわけではありません。今後も財政運営に厳しい姿勢で臨み、健全財政の維持に取り組みます。

問財政課財政係　☎985―4101